電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 平成15年12月24日 条例第66号 （情報提供手数料） 第３条　法第17条第４項に規定する署名検証者（以下「署名検証者」という。）及び同条第６項に規定する団体署名検証者（以下「団体署名検証者」という。）は、法第18条第１項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「失効情報の提供」という。）及び同条第２項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、当該失効情報の提供及び当該失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納入しなければならない。 ２　省略 ３　指定認証機関は、法第34条第６項の規定により情報提供手数料の額を定める場合においては、次に掲げる額を基礎とし、署名検証者の法第17条第１項各号に掲げる者又は団体署名検証者の同条第５項各号に掲げる団体若しくは機関の別その他の事情を考慮しなければならない。 (1)・(2)　省略	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 平成15年12月24日 条例第66号 （情報提供手数料） 第３条　法第17条第４項に規定する署名検証者（以下「署名検証者」という。）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、法第18条第１項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「失効情報の提供」という。）及び同条第２項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、当該失効情報の提供及び当該失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納入しなければならない。 ２　省略 ３　指定認証機関は、法第34条第６項の規定により情報提供手数料の額を定める場合においては、次に掲げる額を基礎とし、署名検証者の法第17条第１項に規定する行政機関等又は認定認証事業者等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の別その他の事情を考慮しなければならない。 (1)・(2)　省略